

議案第三五号

三朝町室課設置條例(昭和二十九年三朝町條例第三五号)の全部を次のように改正するものとする。

昭和三十四年五月一日提出

三朝町長 坂出雅

昭和卅四年五月壹日

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎

原案可決

三朝町室課設置條例

第一条 地方自治法第百五十八条第七項の規定に基き町長の権限に属する事務を分掌させるため次の室並びに課を置く

出納室

町民室

総務課

観光土木課

濃林課

厚生課

第二条 各室課の分掌する事務は三朝町役場規程規則で定める。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和三十四年五月一日より適用する。又三朝町室課設置條例昭和二十九年三朝町條例第三十五号は廃止する。



提案理由

社会福祉事業、国民健康保険事業(直営診療所を含む)保険厚生業務は現在総務課の厚生係と町民室でそれぞれ取扱っているのですが(国民年金法が昭和三十四年十一月一日から施行される段階)あり、これら住民福祉の増進に関連ある社会保障及び社会福祉関係事務分掌を一本化し課の組織の権衡を考慮し、厚生課を設置してこれが強化を図り、円満なる事務能率の運営を期するため提案した